

【表紙】

【提出書類】 半期報告書  
【提出先】 東北財務局長  
【提出日】 令和3年12月28日  
【中間会計期間】 第36期中（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）  
【会社名】 会津鉄道株式会社  
【英訳名】 Aizu Railway Co., Ltd.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 重敏  
【本店の所在の場所】 福島県会津若松市材木町一丁目3番20号  
【電話番号】 0242-28-5885  
【事務連絡者氏名】 取締役総務企画部長 佐藤 喜市  
【最寄りの連絡場所】 福島県会津若松市材木町一丁目3番20号  
【電話番号】 0242-28-5885  
【事務連絡者氏名】 取締役総務企画部長 佐藤 喜市  
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期中	第35期中	第36期中	第34期	第35期
会計期間	自平成31年4月1日 至令和元年9月30日	自令和2年4月1日 至令和2年9月30日	自令和3年4月1日 至令和3年9月30日	自平成31年4月1日 至令和2年3月31日	自令和2年4月1日 至令和3年3月31日
売上高(千円)	237,649	118,509	137,367	439,173	263,867
経常損失(千円)	162,171	202,281	235,692	321,497	403,414
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失( ) (千円)	35,227	56,848	73,082	64,407	4,233
持分法を適用した場合の投資利益(千円)					
資本金(千円)	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
発行済株式総数(株)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
純資産額(千円)	157,647	71,617	197,315	128,466	124,232
総資産額(千円)	564,926	668,360	1,178,812	642,814	767,207
1株当たり純資産額(円)	5,254.90	2,387.26	6,577.18	4,282.22	4,141.09
1株当たり中間(当期)純利益金額又は中間(当期)純損失金額( ) (円)	1,174.25	1,894.95	2,436.09	2,146.93	141.13
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額(円)					
1株当たり配当額(円)					
自己資本比率(%)	27.9	10.7	16.7	19.98	16.19
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	101,767	62,872	563,714	219,385	254,390
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	66,104	147,585	127,405	124,674	217,903
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)					
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(千円)	83,547	57,882	615,391	142,595	179,082
従業員数(人)	69	71	70	70	70
[外、平均臨時雇用人員]	[6]	[4]	[5]	[5]	[5]

(注) 1. 当社は、中間連結財務諸表を作成していないので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれていません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載していません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当中間会計期間の期首から適用しており、当中間会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 4【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

令和3年9月30日現在

従業員数 (人)	70[ 5 ]
----------	---------

(注) 従業員は就業人員数(社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しています。

##### (2) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

### 2【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

#### 財政状態及び経営成績の状況

令和3年度上期間における、当社を取り巻く経営環境は少子高齢化の進展による沿線人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、首都圏をはじめとした各地で断続的に緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令された影響などによりお客さまのご利用が低調に推移しました。

営業については、前年度コロナ影響の反動で増収となったものの、コロナ前の水準には回復せず、厳しい状況が続いております。

一方、費用については、収入の減少を受け、経費削減を徹底しましたが、世界的な原油高の影響を受け軽油の高騰により、動力費が前上期間に比べ23%増加したほか、修繕費においても車両の検査が上期間に実施されたため前年度より大きく増加しています。これらを加味した経常損失は、前上期間に比べ16.5%増の 235,692千円を計上することとなりました。

これに対し、公共交通の安定化を図る見地から、福島県及び会津地方17市町村から安定化補助金及び運行継続のための緊急支援金の交付を受けたほか、令和元年度に発生した脱線事故に対する保険金が支払われ、特別利益に計上しております。また、その事故処理費を特別損失に計上した結果、税引前当期純利益が75,846千円となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

##### (キャッシュ・フローの状況)

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動によるキャッシュ・フローが500,842千円(796.6%)増加したこと、投資活動によるキャッシュ・フローが20,180千円(13.7%)増加したこと、及び資金の期首残高が36,487千円(25.6%)増加したこと等により、前中間会計期間に比べ557,509千円(963.2%)増加し、615,391千円となりました。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動による資金の増加は563,714千円であり、前中間会計期間に比べ500,842千円(796.6%)増加しました。これは、主に税引前当期純利益が131,782千円増加したこと、未収入金の回収による資金の増加が66,433千円増加したこと、未払金の支払いによる資金の減少が112,708千円増加したこと、前受金の増加が126,145千円増加したこと等によるものです。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は127,405千円であり、前中間会計期間に比べ20,180千円(13.7%)減少しました。これは主に有形固定資産の取得の減少によるものです。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、該当事項がありません。

生産、受注及び販売の実績

- a . 生産実績  
該当事項はありません。
- b . 受注状況  
該当事項はありません。
- c . 販売実績

当中間会計期間における運輸成績は次のとおりであります。

種 別	単 位	実 績	前年同期比(%)	
営業日数	日	183		
営業キロ	キロ	57.4		
走行キロ	千キロ	280	5.4	
旅客人員	定 期	千人	105	12.2
	定期外	"	58	17.6
	計	"	164	14.1
旅客収入	定 期	千円	35,130	7.9
	定期外	"	47,076	19.5
	手荷物	"	0	
	計	"	82,208	14.2
運輸雑収入	"	39,193	22.8	
旅行業収入	"	157	41.9	
商品売上収入	"	15,809	9.6	
収入合計	"	137,367	15.9	

(注) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されている。この財務諸表の作成にあたって、会計方針に基づいていくつかの重要な見積りを行っており、経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しているが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 中間財務諸表等 注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社は、鉄道事業の基本である、「安全・安定輸送の確保」を最優先事項に掲げ、老朽設備の更新など安全対策に全社一丸となって取りくむとともに、地域生活輸送、観光輸送及び首都圏直結輸送という使命を果たすべく、営業してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、首都圏をはじめとした各地で断続的に緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令された影響などによりお客さまのご利用が低調に推移しました。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因としては、終息が見えない新型コロナウイルス感染拡大の影響による利用者の減少があります。また、急速な少子・高齢化に伴う、定期利用客の減少などがあり、運輸収入の減少傾向は続くものと予想されます。

一方、費用については、世界的な原油高の影響による軽油の高騰がいつまで続くかが懸念されます。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、福島県及び会津17市町村からの経営安定化補助金を受けています。これは、3ヵ年計画における経常損失分を支援するものであります。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による減収分についても、支援を受けております。なお、必要な設備投資の財源については、国及び自治体の補助金を活用しております。

4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、当中間会計期間に重要な変更があったものではありません。

また、新たに確定した重要な設備の新設の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000
計	40,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (令和3年9月30日)	提出日現在発行数(株) (令和3年12月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	30,000	30,000	非上場	当社は単元株制度は採用していません。
計	30,000	30,000		

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
令和3年4月1日 ～令和3年9月30日		30,000		1,500,000		

(5)【大株主の状況】

令和3年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
福島県	福島県福島市杉妻町2番16号	9,500	31.67
会津若松市	福島県会津若松市東栄町3番46号	2,698	8.99
株式会社日本政策投資銀行	宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番35号	1,600	5.33
南会津町	福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531-1	1,544	5.15
株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3番25号	1,375	4.58
下郷町	福島県南会津郡下郷町塩生字大石1000	881	2.94
東武鉄道株式会社	東京都墨田区押上一丁目1番2号	800	2.67
会津信用金庫	福島県会津若松市馬場町2番16号	600	2.00
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	600	2.00
株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2番5号	500	1.67
株式会社大東銀行	福島県郡山市中町19番1号	500	1.67
計		20,598	68.66

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

令和3年9月30日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,000	30,000	
単元未満株式			
発行済株式総数	30,000		
総株主の議決権		30,000	

【自己株式等】

令和3年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
計					

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条の規定に基づき、「中間財務諸表等規則」及び「鉄道事業会計規則」(昭和62年運輸省令第7号)に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)の中間財務諸表について、公認会計士伊藤真大氏による中間監査を受けています。

なお、当社の監査公認会計士は次のとおり交代しています。

前事業年度 高野 宏之 氏

当中間会計期間 伊藤 真大 氏

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がないので、中間連結財務諸表は作成していません。

## 1 【中間財務諸表等】

## (1) 【中間財務諸表】

## 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間末 (令和3年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	179,082	615,391
未収運賃	7,828	9,849
未収金	129,643	3 53,903
棚卸資産	12,151	13,873
その他の流動資産	63,867	6,922
流動資産合計	392,573	699,939
固定資産		
鉄道事業固定資産	1, 2 371,780	1, 2 476,212
投資その他の資産		
長期前払費用	343	171
その他の投資等	2,510	2,488
投資その他の資産合計	2,853	2,659
固定資産合計	374,634	478,872
資産合計	767,207	1,178,812
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,353	1,439
未払金	564,573	651,879
未払法人税等	4,336	6,571
預り連絡運賃	11,409	11,898
前受金	5	238,448
賞与引当金	7,870	7,756
受託工事預り金	-	0
その他の流動負債	4,817	7,252
流動負債合計	594,366	925,247
固定負債		
修繕引当金	31,838	53,650
役員退職慰労引当金	16,770	2,598
固定負債合計	48,608	56,249
負債合計	642,974	981,496
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,500,000	1,500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,375,767	1,302,684
利益剰余金合計	1,375,767	1,302,684
株主資本合計	124,232	197,315
純資産合計	124,232	197,315
負債純資産合計	767,207	1,178,812

## 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
鉄道事業営業利益		
鉄道事業営業収益	103,817	121,400
鉄道事業営業費	2,344,752	2,361,855
鉄道事業営業利益	240,934	240,455
その他事業営業利益		
その他事業営業収益	14,691	15,966
その他事業営業費	14,920	15,442
その他事業営業利益	228	524
全事業営業利益	241,163	239,930
営業外収益		
受取利息・割引料	0	1
雑収入	38,890	4,410
営業外収益合計	38,890	4,412
営業外費用		
雑損失	8	173
営業外費用合計	8	173
経常利益	202,281	235,692
特別利益		
補助金	1,146,849	1,239,898
受取保険金	-	122,688
特別利益合計	146,849	362,586
特別損失		
固定資産除却損	505	564
臨時損失	-	50,482
特別損失合計	505	51,047
税引前当期純利益	55,936	75,846
法人税、住民税及び事業税	912	2,764
中間純利益	56,848	73,082

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	1,500,000	1,371,533	1,371,533	128,466	128,466
当中間期変動額					
中間純利益		56,848	56,848	56,848	56,848
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	56,848	56,848	56,848	56,848
当中間期末残高	1,500,000	1,428,382	1,428,382	71,617	71,617

当中間会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	1,500,000	1,375,767	1,375,767	124,232	124,232
当中間期変動額					
中間純利益		73,082	73,082	73,082	73,082
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	73,082	73,082	73,082	73,082
当中間期末残高	1,500,000	1,302,684	1,302,684	197,315	197,315

## 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前中間純利益	55,936	75,846
減価償却費	25,020	22,602
賞与引当金の増減額(は減少)	37	114
修繕引当金の増減額(は減少)	1,625	21,812
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	3,620	14,172
有形固定資産除却損	505	564
受取利息及び受取配当金	0	1
棚卸資産の増減額(は増加)	2,310	1,722
営業債権の増減額(は増加)	850	2,020
未収入金の増減額(は増加)	9,307	75,740
その他の流動資産の増減額(は増加)	846	6,462
仕入債務の増減額(は減少)	33	85
営業債務の増減額(は減少)	4,979	489
未払金の増減額(は減少)	25,403	87,305
前受金の増減額(は減少)	112,298	238,443
受取保険金	-	122,688
臨時損失	-	50,482
その他の流動負債の増減額(は減少)	2,515	2,435
小計	63,633	441,553
利息及び配当金の受取額	0	1
保険金の受取額	-	122,688
法人税等の支払額	761	528
営業活動によるキャッシュ・フロー	62,872	563,714
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	-	-
有形固定資産の取得による支出	147,385	127,427
敷金・保証金の差入による支出	200	78
敷金・保証金の回収による収入	-	100
投資活動によるキャッシュ・フロー	147,585	127,405
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	84,712	436,308
現金及び現金同等物の期首残高	142,595	179,082
現金及び現金同等物の中間期末残高	157,882	1615,391

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1 資産の評価基準及び評価方法

##### 棚卸資産

貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び車両 2～20年

##### 無形固定資産（リース資産を除く）

##### 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

##### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっています。

#### 3 引当金の計上基準

##### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支出見込額に基づき計上しています。

##### 修繕引当金

修繕引当金は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年12月25日国交省令第151号）第90条の定めるところにより、車両に対して実施される定期検査「全般検査・重要部検査」の費用の引当金であります。

繰上額は、過去の実績を基準とした定期検査費用見積額のうち当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。

##### 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しています。

#### 4 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

#### 5 その他中間財務諸表作成のための基本となる事項

##### 工事負担金等の会計処理

当社は鉄道業における連続立体交差等の高架化工事や踏切道路拡幅工事等を行うにあたり、地方公共団体等により工事費の一部として工事負担金等を受けています。

これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しています。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として、特別損失に計上しています。

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

### (会計方針の変更等)

#### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。当該会計基準の適用に係る主な取引は、鉄道事業における定期乗車券の販売における取引であります。

鉄道事業における定期乗車券の販売については、従来は発売日を基準に月割りで収益を認識していたが、営業システムを改修し有効開始日を基準に月割で収益の認識を変更しています。

なお、中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。これによる中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済活動が停滞し、当社は営業収益減少等の影響が生じています。当社は、当該影響が翌事業年度まで続くものの、その後、徐々に収束するとの仮定をおき、会計上の見積りを行なっています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多いことから、翌事業年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,345,657千円	1,366,701千円

2 鉄道事業固定資産の取得価額から直接減額された工事負担金等圧縮記帳累計額

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
圧縮記帳額	6,679,166千円	6,678,373千円

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収金」に含めて表示しています。

(中間損益計算書関係)

1 補助金の主な内訳

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
福島県よりの交付額		
会津鉄道経営安定化補助金	84,166千円	89,185千円
第三セクター鉄道事業者等運行継続緊急 支援金		77,500千円
会津総合開発協議会よりの交付額		
会津鉄道経営安定化補助金	36,071千円	38,222千円
沿線三市町よりの交付額		
会津・野岩鉄道緊急支援金		33,513千円

2 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
有形固定資産	24,549千円	22,045千円
無形固定資産	470千円	557千円
計	25,020千円	22,602千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	30,000			30,000
合計	30,000			30,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	30,000			30,000
合計	30,000			30,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額と関係

	前中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)
現金及び預金	57,882千円	615,391千円
預入期間が3カ月を超える 定期預金	千円	千円
現金及び現金同等物	57,882千円	615,391千円

(リース取引関係)

該当事項なし

(金融商品関係)

「現金及び預金」、「未収運賃」、「未収金」、および「買掛金」、「未払金」、「預り連絡運賃」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

( 有価証券関係 )

該当事項はありません。

( デリバティブ取引関係 )

当社は、デリバティブ取引を利用していないので、該当事項はありません。

( 退職給付関係 )

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として、中小企業退職金共済法に基づく中小企業退職金共済制度に加入しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前中間会計期間5,398千円、当中間会計期間4,820千円であります。

( スtockオプション等関係 )

該当事項はありません。

( 持分法損益等 )

子会社及び関連会社がないため、記載していません。

( 賃貸等不動産関係 )

該当事項はありません。

( 企業結合等関係 )

該当事項はありません。

( 資産除去債務関係 )

該当事項はありません。

( セグメント情報等 )

【セグメント情報】

当社は、旅客運輸事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しています。

当中間会計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自令和3年4月1日 至令和3年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント
	旅客運輸業
鉄道事業	121,400
旅行業	157
販売業	15,809
顧客との契約から生じる収益	137,367
その他収益	
外部顧客への売上高	137,367

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和3年3月31日)	当中間会計期間 (令和3年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	4,141円09銭	6,577円18銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	124,232	197,315
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	124,232	197,315
普通株式の発行済株式数(株)	30,000	30,000
普通株式の自己株式数(株)		
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(株)	30,000	30,000

項目	前中間会計期間 (自 平成2年4月1日 至 令和2年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成3年4月1日 至 令和3年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額( )	1,894円95銭	2,436円09銭
( 算定上の基礎 )		
中間純利益金額又は中間純損失金額( )(千円)	56,848	73,082
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る中間純利益金額又は中間純損失金額( )(千円)	56,848	73,082
普通株式の期中平均株式数(株)	30,000	30,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- |  |                        |
|--|------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類<br>事業年度（第35期）（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）                | 令和3年6月30日<br>東北財務局長に提出 |
| (2) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。 | 令和3年7月30日<br>東北財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和 3 年12月28日

会津鉄道株式会社  
取締役会 御中

伊藤公認会計士事務所  
福島県会津若松市

公認会計士 伊 藤 真 大

### 中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている会津鉄道株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、会津鉄道株式会社の令和3年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の事項

会社の令和3年3月31日をもって終了した前事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表及び前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して令和2年12月25日付けで無限定有用意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して令和3年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 . 上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。